

海津市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策助成金 F A Q

質問1. 海津市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策助成金（以下「市助成金」といいます。）とはどのような制度ですか。

A 市内に事業所がある事業者のうち、市内の事業所内で新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を行う方を対象に、その費用相当額の助成金を支給する市独自の制度です。

質問2. 市助成金が支払われるまでにどれくらいの日数がかかりますか。

A 海津市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策助成金交付請求書（様式第5号）を受理してから支払いまでを1か月程度で行う予定です。交付決定後は速やかに上記請求書をご提出ください。

質問3. 申請受付期間はいつまでですか。

A 令和3年7月1日から令和3年10月29日までです。ただし、期限前であっても、予算に達し次第受付を終了します。

なお、提出書類が不足する場合は受付できませんのでご注意ください。

質問4. オンラインによる申請はできますか。

A 申し訳ございませんが、オンライン申請には対応していません。申請書類は、商工観光課窓口へ持参してください。

質問5. 誓約書は自作したものでいいですか。

A 必ず市が定める様式をご利用ください。様式は、市ホームページからダウンロードするか商工観光課窓口で配布しています。

質問6. 事業者の規模(資本金の額や従業員の数)に関係なく補助対象となりますか。

A 中小企業基本法第2条に規定される中小企業者（個人事業者を含む）が対象となります。（下表参照）

業種	中小企業基本法による中小企業者の定義	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3 億円以下の会社	300 人以下の会社及び個人
卸売業	1 億円以下の会社	100 人以下の会社及び個人
小売業	5 千万円以下の会社	50 人以下の会社及び個人
サービス業	5 千万円以下の会社	100 人以下の会社及び個人

質問7. 海津市内に複数の事業所がある場合は、事業所ごとに対象になりますか。

A 事業所ごとに対象になります。ただし、感染防止対策として交付対象となる備品を導入した事業所が対象になります。

質問8. 海津市内に支店がありますが、本店は市外の場合、対象になりますか。

A 本店所在地が市内、市外に関わらず、海津市内に事業所があれば対象になります。

質問9. 海津市内に店舗をもつ個人事業主ですが、私は海津市外に住んでいます。

この場合、対象になりますか。

A 市外に在住の方でも、海津市内に事業所がある場合は対象になります。

質問10. 従業員用として導入したものは対象になりますか。

A 従業員の控室や社員食堂に設置するなど、従業員だけが使用するものも対象になります。ただし、市内の事業所内で使用するものに限りです。

質問11. 岐阜県が実施する飲食店における飛沫感染防止対策事業費補助金(以下「県補助金」といいます。)の申請をしましたが、市補助金の交付対象になりますか。

A 県補助金を申請中の方又はすでに交付を受けた方は交付対象になりません。ただし、二酸化炭素濃度測定器、手指用消毒液及び消毒液を自動または手動で供給する装置に係る市助成金の交付を受けようとする場合は交付対象になります。

質問12. 購入先は海津市内の業者でないと対象になりませんか。

A 市内、市外のどの業者でも対象になります。ただし、取引価格が一般的な価格と比較して大きくかけ離れている場合、市助成金を支給できない場合があります。

質問13. レシートを廃棄してしまったが絶対に必要ですか。

A レシートが無くても、ほかに購入年月日、購入品名、数量、金額が証明できる書類があれば、提出いただけます。購入年月日、購入品名、数量、金額が証明できる書類がない場合は、市助成金をお支払いすることはできません。

質問14. インターネットや通販で購入したものは、何を提出すればいいですか。

A 領収書やレシートの代わりに、クレジットカードやキャッシュレス決済の利用明細書の写し及び購入代金の出金が見える通帳の該当部分の写しをご提出ください。

質問15. アクリル板等遮蔽物(パーティション)の高さの基準はありますか。

A 身長や座席の高さによるため、具体的な高さの基準値はありませんが、市では「着席時に頭を覆う程度の高さ以上の高さ」のあるパーティションを交付対象としています。

質問16. アクリル板等遮蔽物は、正面だけでなく隣席との間にも設置する必要がありますか。

A 飛沫は、座席正面の一方向だけでなく、顔の向きや声量により距離や方向が変化しますので、隣席との間にも感染防止のためアクリル板等遮蔽物の設置が必要であると考えます。ただし、座席間が1メートル以上離れているときは、必ずしもアクリル板等遮蔽物を設置する必要はありません。

質問17. アクリル樹脂等の素材を購入しパーティションを自作した場合、対象になりますか。

A アクリル樹脂等の素材を購入し、申請者自ら加工してパーティションを自作した場合、その素材の購入代金は市助成金の対象になります。ただし、他者へ加工を委託した場合、その加工に係る費用は対象になりません。

質問18. パーティションに抗菌加工をしたい場合、これに係る費用は対象になりますか。

A 購入したものに新たに加工する場合、その費用は助成対象経費に含まれませんが、加工済みの既製品を購入する場合、それが飛沫感染防止の目的から著しくかけ離れ

た商品でなければ、購入経費として対象になります。

質問19. 交付（不交付）決定通知書は郵送してもらえますか。

A 郵送を希望する場合は、申請時に返信用封筒（要切手貼付）も提出してください。
返信用封筒を用意されない場合、交付（不交付）決定通知書は商工観光課にお越し
いただき受け取っていただくことになります。

**質問21. 市助成金の交付申請をした結果、不交付となりました。その後交付要件を
満たすことができたのですが、再度申請することはできますか。**

A 交付申請は1事業所につき1回限りとなっているため、再度申請はできません。

質問22. 市助成金の請求の仕方を教えてください。

A 交付決定の通知があった後に、海津市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策助
成金交付請求書（様式第5号）により市へ助成金の請求を行ってください。提出先
は商工観光課になります。

なお、交付決定通知書を商工観光課窓口で受け取る方は、上記請求書を持参のう
えお越しください。

**質問23. 海津市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策助成金交付請求書に記入す
る口座情報は、申請者名義以外のものでもいいですか。**

A 必ず申請者名義の口座としてください。法人の場合は当該法人名義の口座、個人
事業主の場合は当該申請者本人名義の口座について記入してください。

質問24. 市助成金は課税対象になりますか。

A 事業所得等に区分されるものですので、所得税等の課税対象になります。